

平成29年度第1回釧路圏域地域医療構想調整会議

平成29年12月27日（水）18:30～

A N Aクラウンプラザホテル釧路 万葉の間

1 開会

2 挨拶

北海道釧路総合振興局保健環境部長 杉澤 孝久

3 報告事項

- (1) 調整会議委員構成の確認
- (2) 釧路圏域地域医療構想調整会議設置要綱の改正について
- (3) 北海道医療計画〔素案〕について（資料1）

4 協議事項

- (1) H28病床機能報告の結果について（資料2）
- (2) 地域医療構想の推進管理について（資料3）

5 閉会

平成29年度第1回釧路圏域地域医療構想調整会議出席者名簿

団 体 名	役職名	氏 名	備 考
一般社団法人釧路市医師会	会長	久島 貞一	
	副会長	堀口 裕司	
	理事	田中 文章	
一般社団法人釧路歯科医師会	会長	中谷 洋司	
一般社団法人釧路薬剤師会	会長	田中 和紀	
社団法人北海道看護協会釧路支部	支部長	杉山 好美	
市立釧路総合病院	院長	高平 真	
社会医療法人孝仁会釧路孝仁会記念病院	院長	原田 英之	
医療法人豊慈会釧路北病院	院長	豊増 省三	
医療法人社団優心会釧路優心病院	院長	長谷川 勝	代理(事務長 谷藤 善大)
独立行政法人労働者健康安全機構釧路労災病院	院長	野々村 克也	
総合病院釧路赤十字病院	院長	山口 辰美	
社会福祉法人釧路市社会福祉協議会	会長	土井 英昭	
釧路地区老人福祉施設協議会	会長	林 隆浩	代理(副会長 二宮 弘司)
釧路消費者協会	会長	畠山 京子	
北海道コンピューター関連産業健康保険組合 (全国健康保険協会北海道支部)	常務理事	政也 園子	
釧路市	市長	蝦名 大也	代理(副市長 岩隈 敏彦)
釧路町	町長	佐藤 広高	
厚岸町	町長	若狭 靖	代理(副町長 會田 周二)
浜中町	町長	松本 博	
標茶町	町長	池田 裕二	代理(副町長 森山 豊)
弟子屈町	町長	徳永 哲雄	
鶴居村	町長	大石 正行	代理(副村長 山田 秀明)
白糠町	町長	棚野 孝夫	代理(副町長 木村 政勝)

釧路圏域地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 地域医療構想を策定する区域（医療法第30条の4第2項第7号の規定により定める区域のこと。以下「構想区域」という。）において、関係者との連携を図りつつ、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うため、医療法第30条の14第1項に定める「協議の場」として、釧路圏域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、構想区域内における次の事項について協議する。

- (1) 病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
- (3) 北海道計画（地域医療介護総合確保基金の年度ごとの事業計画）に盛り込む事業に関する事項
- (4) その他の地域医療構想の達成の推進に関する事項

(組織)

第3条 調整会議は、次に掲げる者又は団体に所属する者から、釧路総合振興局長が委嘱した委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係団体
- (3) 医療保険者
- (4) 市町村
- (5) 医療を受ける立場にある者
- (6) その他必要と認められる者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員が互選した者をもって充てる。
- 3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長に事故があるときのほか、議事の内容により議長に重大な利益又は不利益が生じるおそれがあると委員の過半数が認める場合は、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 調整会議は、必要の都度議長が招集する。

- 2 議長は委員の代理を認めることができる
- 3 議長は、調整会議における協議をより効果的・効率的に進める観点から、議事等の必要に応じて、委員の参加を制限することができるほか、委員以外の関係者の参加を求めることができる。

(部会)

第7条 調整会議には、必要に応じ、調整会議の承認を得て、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、議長が指名する。
- 3 部会の運営は、部会を構成する委員が協議して行う。

(庶務)

第8条 調整会議に関する庶務は、釧路総合振興局保健環境部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。